

特定非営利活動法人 カウンセリング&コミュニケーション・ μ 定款

第1章 総則

(名称)

1.この法人は、特定非営利活動法人カウンセリング&コミュニケーション・ μ と称し、登記上は特定非営利活動法人カウンセリング&コミュニケーション・ミューとする。
略称はCCMとする。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県前橋市小神明町235番地1に置く。

(目的)

第3条 この法人は、人として生きていく上において必要な知識や技能の習得ならびに教養の向上を図ること、また生きるために生ずる悩み事を持つ人の相談・交流・学習を支援することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療、又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)特定非営利活動に係る事業

- ① 個人及び家族のカウンセリング
- ② 生活に活かせるカウンセリング講座、講演会、セミナー等の開催
- ③ 子育ての悩みを抱える親又は家族の相談、援助及び情報提供活動
- ④ 家族システムにおける男女共同参画支援
- ⑤ 学校外で育つ子どもたち・若者への居場所の提供と支援
- ⑥ キャリアカウンセリング、学習会、情報交換会の開催
- ⑦ 関係機関との連携
- ⑧ その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動を賛助する個人又は団体
(入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

2 正会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めるものとする。

3 代表理事は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面等をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じないとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届等を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、理事会において議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款規則等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事5人以上

(2) 監事1人以上

2 理事のうち、1人を代表理事、2人以内を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

4 役員構成は、それぞれの役員についてその配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が理事総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき、又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前項の規定に関わらず後任の役員が選任されていない場合には、任期後最初の総会が終了するまでその任期を伸張する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員は報酬を受けることができる。ただし、役員のうち報酬を受けるものの数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他必要な職員を置く。

2 事務局長及び職員は、代表理事が任免する。

3 理事は、事務局長及び職員と兼職することができる。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定め

る。

(顧問)

第21条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について、代表理事の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べる
ことができる。

4 顧問の任期は2年とする。

5 顧問には費用を弁償することができる。

第4章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(7) 会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第52条において
同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があつ
たとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。通常総会は当法人
の事業年度末日の翌月から3ヶ月以内に召集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日か
ら起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又は書
面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会開催の5日前までに通知しなければな

らない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(社員の表決権等)

第30条 正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代わる電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項及び第53条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面、又は書面に代わる電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事の表決権)

第39条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条、第38条及び次条1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあってはその旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、理事全員が書面、又は書面に代わる電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 理事会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第42条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第45条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第48条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第49条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第51条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第52条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第53条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第54条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の決議を行うときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産をのぞき、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第55条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産の帰属すべき者は、法第32条第1項の規定に従い、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経て選定する。

(合併)

第56条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第9章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条の規定に係わらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年6月30日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第51条の規定にかかわらず、成立の日から平成18年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)年会費	正会員	2,000円
	賛助会員（個人1口）	2,000円
	（団体1口）	10,000円

これは定款である

特定非営利活動法人 カウンセリング&コミュニケーション・ミュー

別表 設立当初の役員

役職名	氏名	備考
理事	山本 泉	代表理事
〃	森川 澄男	
〃	瀬下 肇	
〃	酒井 雅彦	
〃	大隅 勝	
〃	荒木 秀子	副代表理事
〃	吉田 美智子	
〃	吉田 葉子	
〃	有田 高枝	
〃	小屋 孝子	
〃	今井 宏美	

”	山 本 順 子	
”	塚 田 藤 江	
”	石 和 晴 江	
”	小 倉 絹 以	
”	角 谷 町 子	
”	篠 原 輝 美	
”	布 施 裕 恵	
”	高 柳 奈南子	
”	高 田 美登里	
”	山 口 佳 子	
監 事	福 田 はつみ	
”	青 木 貴 子	

附則

平成30年7月5日 一部変更（第1条、第5条、第24条、第41条、第42条、第45条、第46条、第47条、第50条、第53条、第54条、第55条、第57条関係）

令和元年6月4日 一部変更 第2条

令和3年6月15日 一部変更（第26条、第30条、第31条、第35条、第38条、第39条、第40条関係）